

# 早くで便利なe-Taxをご利用ください

問 財務課 町税係 ☎62-9122

申告期間中は、税務署や申告相談会場が大変込み合います。そこで、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の確定申告書等作成コーナーで、簡単に申告書を作成することができます。

作成した申告書を印刷すれば、税務署に郵送等でも提出でき大変便利です。また、e-Tax を利用し作成した場合は、申告書等のデータが自宅から税務署に送信できます。なお、e-Tax のご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。（オンラインで取得できます。）

※作成した申告書を印刷して郵送する場合は、事前の手続きは不要ですので、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをぜひご利用ください。

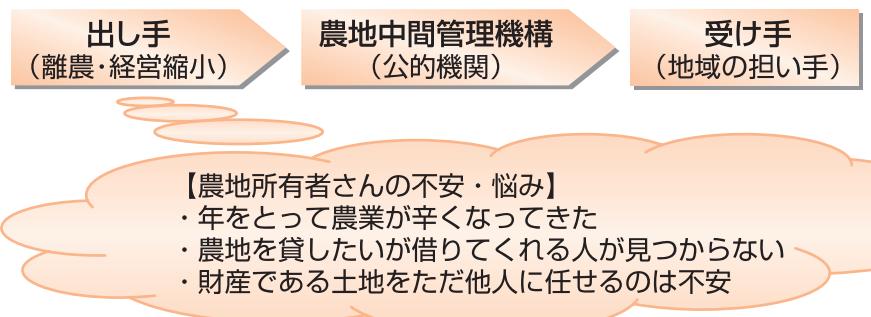


## 農地をお持ちの皆様へ

問 産業課 営農推進係 ☎62-9328

これまで規模拡大をしたい農家に農地を集め、作付面積を拡大しつつ遊休農地を解消するなどの取り組みがなされてきましたが、なかなか農地の集積が進みませんでした。そこで国が新たに「農地中間管理事業」という制度を設けました。農地中間管理事業は、公的機関である農地中間管理機構が出し手農家から農地を借り受け、その農地を農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸し付ける制度です。

### 【農地中間管理事業】



このようなお悩みをお持ちの皆さん、ぜひ一度ご相談ください。

なお、貸し付けもしくは借り受けに際し、「農地中間管理機構が借り入れる農地は担い手が活用できる農地を対象とします」など、いくつか要件（貸し付け期間が10年以上、貸し付け相手先が指定できない、借り受け期間は5年以上、賃貸および借賃は原則としてその地域の平均的な額等）があります。

詳しくは、富士見町役場産業課営農推進係までお問い合わせください。



## ご存知ですか？「すまい給付金」

問 国土交通省 すまい給付金事務局 広報窓口 ☎03-3583-3616

「すまい給付金」は国土交通省が実施している制度で、消費税率8%への引き上げ以降に住宅を購入された方の負担を軽くするために、国から最大30万円が給付される制度です。

- 申請は引き渡しから1年以内が期限です。
- 申請後2ヵ月前後で給付金が振り込まれます。
- 中古住宅（個人間売買を除く）も対象です。
- 住宅ローン減税と併用できます。（すまい給付金とは別の手続きが必要）
- 持ち分を共有している場合は、持ち分割合を乗じた金額になります。



詳しくはお気軽にお問い合わせください。